

原動機付自転車等の**廃車・再登録**をされる方へ  
必ずお読みください。

## 原動機付自転車及び小型特殊自動車は、 一時抹消制度がありません！！

軽自動車税（種別割）は、車両を所有していることを要件として所有者に課税されるものであり、制度上、使用していない車両であっても課税対象になります。

賦課期日（4月1日）時点で車両を所有している場合には、課税対象になります。

### 廃車が認められない場合の例

- しばらく公道を走る予定がないため廃車手続きをしたが、車両はそのまま所有している。
- 故障して使用できないため廃車手続きをしたが、修理して再登録する予定である。
- 友人等に譲るつもりで廃車手続きをしたが、予定が変わってそのまま自分が所有している。
- コレクションとして所有しているだけで、公道を走る予定がないため廃車手続きをした。

上記の場合を含め、原動機付自転車等をそのまま所有し続ける場合は、廃車手続きをすることができません。既にナンバープレートを返却した状態であっても、遡って軽自動車税（種別割）の課税対象となります。

一時的に廃車した原動機付自転車等を、4月1日（賦課期日）をまたいで同一名義人（又は同居の御家族の名義）で再登録した場合は、引き続き車両を保有されているものとして、その年度の軽自動車税（種別割）を納付していただきます。

また、軽自動車税（種別割）の課税を逃れるために、原動機付自転車等を所有しているにもかかわらず一時的に廃車手続きをした場合、地方税法第463条の22の規定により、100万円以下の罰金刑が科される場合がありますので御留意ください。

## <参考条文（抜粋）>

### 【地方税法】

（軽自動車税の納税義務者等）

第 443 条 軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて、それぞれ当該 3 輪以上の軽自動車及び当該軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課する。

（種別割に係る虚偽の申告等に関する罪）

第 463 条の 20 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、**30 万円以下の罰金**に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

### 【東近江市税条例】

（種別割に関する申告又は報告）

第 87 条

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第 91 条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第 87 条第 1 項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

6 第 1 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第 87 条第 3 項の申告書を提出する際、当該申告書に添えて、その標識及び証明書を返納しなければならない。

## <参考>

### 【道路運送車両法】

道路運送車両法には、一時抹消制度や、運転に使わなくなった車の廃車手続について条文に記載されています。

ただし、いずれの制度においても、原動機付自転車及び小型特殊自動車については記載されていません。そのため、東近江市税条例で定められているとおり、所有者でなくなった場合に限り、廃車手続をすることができます。